

## OS 開発における知的財産権と競争法の相克

- マイクロソフト社独禁法訴訟を素材として -

山神清和

情報通信総合研究所

### 【抄録】

この報告では、現在係属中のマイクロソフト社独禁法訴訟を素材として、知的財産権の行使に当たる場合であっても、OS を開発する企業の行為が独禁法上問題とされる場合があることを示した。さらに、知的財産権の正当な行使と考えられ、独禁法上問題とされることがない、いくつかの行為を例示した。これらの 2 つの行為を区別する基準は、当該行為によって OS の利用者の便益が向上するか否かである。技術革新の激しい情報技術産業においては、独占禁止法による規制は好ましくなく、なるべく避けるべきであろう。筆者は仮に規制を行う場合には、前述した基準に従って判断していくべきであると提案する。

## Antagonism of intellectual property law and competition law in OS development

-a legal analysis on the Microsoft antitrust cases -

Kiyokazu YAMAGAMI

InfoCom Research

### [Abstract]

In this presentation, I analyze the Microsoft antitrust cases. Even if a certain conduct of a enterprise that develops OS corresponds to the exercise of intellectual property rights, it may become an antimonopoly violation. On the contrary, another conduct may be conceivable as the justifiable exercise of intellectual property rights. The standard that distinguishes two conducts is whether a conduct benefits the OS user or not. Regulation by the Antimonopoly Law to the information technology industry is unfavorable and should be kept to a minimum. Thus, I propose that Antimonopoly authority should use the above-mentioned standard.

### 1. 訴訟の経過

まず、本稿で扱ういわゆるマイクロソフト社独禁法訴訟が現在どのような状況にあるかを簡単に説明する。

マイクロソフト社と米国司法省の訴訟は、大きく分けると 2 つに分類できる。一つは、97 年

10 月 20 日提訴の訴訟<sup>1</sup>、もう一つは 98 年 5 月 18 日提訴の訴訟である。前者は 95 年にマイクロソフト社が司法省の間で結んだ同意判決<sup>2</sup>に違反したか否かが争われ、後者ではマイクロソフト社の様々な行為が競争へ悪影響を与えるかどうかが争われている。

前者の訴訟は 95 年の同意判決の IV 条 E で、

OSと他ソフトとの抱き合わせを禁止していたことを根拠としている(なお、①両者が"integrated product"といえる場合を除く、②OSは、シカゴ=Windows 95 だけでなく、その後継品も含む)。Internet Explorer(以下IE)とOSがintegrated productではないと司法省は考えたのである。

97年12月11日に連邦地裁は「最終的判断が出るまで、マイクロソフト社はWindows 95(および、その後継品)にIEを抱き合わせるな」との暫定的差止命令を出した<sup>3</sup>。これがマイクロソフト社敗訴との見出しで大々的に報道されたが、その後連邦控訴裁判所は「地裁の暫定的差止命令は98も対象としているが、本件では98についてDOJからの主張立証がないから」という理由で、地裁の暫定的差止命令の効力が98に及ぶことを停止した<sup>4</sup>。さらには98年6月23日には「WindowsとIEは機能的に相互依存しており、切り離したら機能が低下する恐れがあるので、integrated productである」とし地裁の差止命令を破棄した<sup>5</sup>。マイクロソフト社社の実質的な勝訴であるといえる。

勝訴の見込みがなくなった司法省は98年5月18日に「マイクロソフト社は、抱き合わせ等の行為によって、ブラウザ市場およびOS市場に反競争的影響を与えており、独禁法違反」として連邦地裁へ提訴した<sup>6</sup>。

ここでは、

- ① マイクロソフト社社がWindows95で使われるブラウザの唯一の供給者になり、ネットスケープ社はその他のOSで使われるブラウザの唯一の供給者となるべく市場分割の提案を行った(ネットスケープ社はこれを拒否)。
- ② Windows95のライセンスを得るための条件としてIEのライセンス契約を結び、パソコンにインストールすることをPCメーカーに義務づけた。

③ IEをWindows98に抱き合わせることを予定している。

④ Windows95、98のライセンスを得るための条件として、マイクロソフト社社が指定したブート・アップ・シークエンスまたはファースト・スクリーン・シークエンス(以上をまとめて初期画面と呼ぶ)を採用することに同意することを義務づけ、もってWindowsの独占的地位を濫用している。パソコンメーカーは自社製品からIEを取り除いたり、IEより優れた商品を搭載することを禁止している。

⑤ OSPとISPと反競争的な契約を結んでいる。例えばプロバイダーが自社の名前をリストに加えてもらう条件として、IEを優先的、排他的に提供することや加入者に他のブラウザの販促を行ったり、他のブラウザの存在を知らしめることを禁止している。またプロバイダーのサイトをIEを通じて見るときに最も効果的に見えるようになるツールを使うことに同意を求めている(ブラウザのユーザーの30%はプロバイダー経由でブラウザ入手しているとも主張)。

⑥ コンテンツ・プロバイダーとの反競争的契約を結んでいる。例えばアクティブ・チャンネル・ボタンに登録する条件として、他社のブラウザに同じように登録されても登録料を支払わないこと、そのことを広告などで言及しないこと、いかなる方法でも他社のブラウザを販売しないこと、他のブラウザメーカーが当該プロバイダーのコンテンツを宣伝することを認めないこと、IEを通してもっとも効果的にみえる

ように表示すること等を要求している。

という 6 つの問題点を(それが事実かどうかはともかく)指摘している。

これに対してマイクロソフト社は 7 月 28 日、8 月 10 日に答弁書を裁判所に提出したうえで、20 州に対して反訴を提起した<sup>7</sup>。これによれば

- ・ マイクロソフト社は、競合する米ネットスケープ・コミュニケーションズ社が市場に参入する前から、Internet Explorer の技術を OS に統合化することを検討してきた。
- ・ Internet Explorer は、ネットスケープの Navigator より技術的に優位に立ったから普及した。
- ・ マイクロソフト社は“ブラウザ市場を違法に分割しようとした”との米司法省、州政府司法当局の申し立てを否定する(幾度に渡って、ネットスケープ社の役員と面会し、お互いの製品の改善点を共同で探ろうと思っていたことは事実として認める)。
- ・ マイクロソフト社が Internet Service Provider (ISP) や Internet Content Provider (ICP) と独占契約を結んでいたとの事実はない。
- ・ また、違法に Windows のデスクトップ画面をコンピューターハードメーカーが変更することを制限したこともない。

として、ほぼ全面的に司法省・確証の主張を否定している。

なお、7 月 28 日から 8 月 10 日の間に、マイクロソフト社は 98 年 8 月 4 日にソースコードの条件付開示と幹部の証言録取を受け入れた<sup>8</sup>。そして、8 月 6 日にはサマリージャッジメントを求める動議を提出している<sup>9</sup>。

## 2. API の公開

一般に多くのコンピュータソフトウェアは、それが稼働する土台とも言うべき OS に依存するといえる。OS の API<sup>10</sup>を呼び出すことで機能するような仕組みになっているからだ。

従って、ソフトウェアの開発者は OS に関する技術情報(とりわけ API の情報)を得ることなしに、ソフトウェアを完成させることはできない。

OS に関する技術情報の大部分は公開されているものの、何らかの理由で公開されていない技術情報もある。もしこれらの隠されている技術情報が、トレードシークレットとして管理され特定の会社のみに公開されているならば、どのような問題が独禁法上問題が生じるであろうか。

98 年 4 月 13 日に興味深い判決が出された。昨年 11 月にワークステーションメーカーの Intergraph が Intel を競争阻害行為で訴えていた訴訟で、アラバマの連邦地裁が Intel に対して、チップサンプルや事前製品情報を Intergraph に提供し続けるよう命じたのである<sup>11</sup>。裁判所は、Intel が、新しいプロセッサに関する技術情報を事前に流す場合に、その対象となる会社を選別することを禁じた。また、CPU バスに関する特許を、競合するチップセット／マザーボードのメーカーにライセンス供与するのを拒否することも禁じた。

この決定で最も注目すべきは、「エッセンシャル・ファシリティの法理」が採用されたことである。この原則は、支配的な立場にある企業が、他社が競争に参加するため利用しなければならない何か(不可欠な施設)をコントロールできる立場にある場合、競争を排除する目的

でその施設の利用を否定してはならないというものである。例えば、ある企業が町の鉄道のすべてを所有している場合、その企業はレールを使いたいライバル会社を拒否することはできない<sup>12</sup>。

この決定の最も興味深い点、そしてマイクロソフト社訴訟に影響を与えると思われる点は、エッセンシャル・ファシリティの法理を、知的財産権に対しても、所有権の場合と同様に適用されるとしたことであろう。ハードウェアとソフトウェアが「市販可能」であるためには、他のベンダーの製品と併用ができなければならぬ。したがって、支配的企業がバス、プロトコル、インターフェースなどに関する必要な情報を公開しない場合、その行為は反トラスト法（独占禁止法）に違反していると判断されることになる。

この法理が Intel のマイクロプロセッサインターフェースだけでなく、Microsoft の Windows API にも適用されることは十分に考えられるのである。

先に述べたように、マイクロソフト社が OS の技術情報を自社のみに開示しており、マイクロソフト社ワードがその技術を用いることで、他の競争者(ジャストシステム)の一太郎より優位に立っていた場合、MCI 判決(注11参照)の基準を応用すると、

- ・ マイクロソフト社が、不可欠設備(OS)を支配している。
- ・ ジャストシステムがそれを同じものを独自に用意することは、実行可能ではなく、経済的にも合理的ではない。
- ・ ジャストシステムに対して、OSへのアクセスが拒絶されている
- ・ ジャストシステムが OS にアクセスすることを拒絶する正当な理由が無い

という要件を満たすと考えられる(OS へのア

セスとは隠された API へのアクセスも含むと考える)。

以上のように、デファクトスタンダードとなつた支配的事業者の規格、例えば Windows 95 の API について、その技術情報の公開が強制されることになろう。

### 3. 特定のソフトの導入禁止

マイクロソフト社が自社製品を OS にプリインストールしたうえで、競合する他社製品を導入できないようにすることは、独占禁止法上許されるだろうか。

マイクロソフト社はマルチメディアファイルの再生プログラムである「Media Player」にストリーミングファイルの再生機能を附加した。対応するファイル形式は ASF<sup>13</sup>、RealAudio / RealVideo(Ver4.0 以前)<sup>14</sup>である。

現在のところ RealNetworks 社がストリーミングファイル再生ソフトの市場で 80%以上のシェアを有しているが、マイクロソフト社は OS での支配的地位を用いて Media Player のシェアを増やそうとしているとの「噂」がある。

これは 98 年 7 月 23 日に米国上院の公聴会において、マイクロソフト社社の元社員で、Real Networks 社の CEO であるロバート・グレイザー氏の証言に基づくものである。氏は「『Windows Media Player』を Windows パソコンにインストールすると、RealNetwork 社の『RealPlayer』のインストールができないなり、これはマイクロソフト社社が意図的に行っているのだ」と証言した<sup>15</sup>。

氏の指摘が正確なものであるかどうかはともかく、仮に上記のようなことが行われているとすれば問題であろう。ここでもエッセンシャル・ファシリティーの法理を使ってそのような行為を禁止することができるものと思われる。OS の変更をともなうとしても、競合ソフトのインストールが可能な状態にするように命じられるこ

とになるだろう。

#### 4. 独禁訴訟と OS のソースコード開示

DOS をめぐり Caldera と Microsoft の間で争われている訴訟<sup>16</sup>で、証拠収集プロセスの一環として、ユタの連邦地方裁判所がマイクロソフト社に、7月 28 日から起算して 5 日以内にカルデラ社に Windows のソースコードを提供するよう命令した<sup>17</sup>。

だがこの命令の内容について、マイクロソフト社とカルデラ社の主張が対立しているという。ZDNN の報道によれば<sup>18</sup>、マイクロソフト社は暫定ベータ版も含む MS-DOS、Windows 3.1、Windows 95 のフルソースコードをカルデラ社の弁護人と証人に提供しなければならないのだと語っているが、マイクロソフト社側は、Windows 95 の特定ファイルだけを提供すればよいのだとして対立している。同紙は「双方とも、裁判官が今年 2 月に、Microsoft に対して一部ソースコードの Caldera への提供を命じたことは認めている」と報じている。

また、98 年 8 月 4 日には前述したようにマイクロソフト社は司法省との訴訟においてもソースコードの開示を受け入れている<sup>19</sup>。

一般に米国の独禁法訴訟においてはディスカバリー<sup>20</sup>と呼ばれる証拠開示手続きが用いられる。ディスカバリーによってトレードシークレットである OS のソースコードの開示は認められるとしても、その範囲を限定したりする必要はあるだろう。

上記の 2 つの事例でもマイクロソフトは開示の仕方、範囲を工夫することでトレードシークレットが保護される方法を見つけ出したようであるが、今後日米を問わず、OS(のみならずソフトウェア)のソースコードの開示と知的財産の保護が問題となってくるものと思われる。

#### 5. デスクトップ・初期画面の使用強制

98 年 5 月 18 日の司法省の提訴において、デスクトップや初期画面が問題とされた。独禁法の適用によって、デスクトップや初期画面の変更をやむなくされた場合、マイクロソフト社の知的財産権の保護の観点からは問題は無いのだろうか<sup>21</sup>。マイクロソフト社はコンピュータの起動画面の改変に関するコンピュータメーカーの裁量権を制限してきたことも認め、この点について、「もし OEM 先に、特別な Windows のバージョンを開発するライセンス権を与えれば、Windows の利便性が損なわれ、製品が持つ魅力が減ってしまう」と主張している<sup>22</sup>。しかしマイクロソフト社は、ユーザーがメインの「デスクトップ」インターフェース画面を改変することは自由とも述べている<sup>23</sup>。

ここから見て取れるのはマイクロソフト社でさえ、何の理由もなく特定のデスクトップや初期画面を使用を禁止することは独占禁止法に違反すると考えているということである。このような制限を持つ契約を結ぶには(Windows の利便性が損なわれるなどの)正当な理由の有無がポイントとなろう。正当な理由がなければ仮に OS の変更を伴うものであっても(従って OS の同一性保持件を侵害するものであっても)、デスクトップや初期画面の変更が認められることになろう。

なお、特定のプロバイダー(例えば MSN)への乗り換えも強制されなければ、認めてよいであろう(OS の導入作業後にユーザーが自由に変えればよい)。

#### 6. 知的財産と我が国独禁法 23 条の関係

独占禁止法を適用することで、適用される側の知的財産権の行使が妨げられたり、知的財産が損なわれる場合があり得る。

98 年 7 月 28 日の反訴<sup>24</sup>では、「米国著作権法では、著作権物に変更を加えたり、変更の許可を与えることができるが、その著作権の保有者だけだ。しかるに 20 州は、コンピュー

タメー<sup>カ</sup>ーによる Windows95,98 の変更を認める  
ことを同社に要求することで、同ソフトウェアの改  
変を促そうとしており、これは違法行為にあたる。」とマイクロソフト社は主張している<sup>25</sup>。

ここでは OS の著作権と独禁法との衝突をどのように調整するかが問題となっている。

米国法では連邦法と州法の関係という論点も出てこようが<sup>26</sup>、司法省レベルの訴訟では独禁法が優先すると考えてよい。

日本法でも独占禁止法 23 条に「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法または商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない」とあるが、この規定との関係はどうなるであろうか。

無体財産権は法律によって保護されているのであるから、23 条は極めて当たり前のことを規定したに過ぎないように思われる。

通説的見解では、無体財産権の行使には本来の権利行使と非本来の権利行使があり、前者の行使については独禁法の適用が原則的に除外され、権利の濫用にあたる場合は適用が除外されない。同様に非本来の権利行使については適用が除外されないとするが、筆者も同じ意見である<sup>27</sup>。

ここで権利の濫用となる一例として、代替技術がない場合が挙げられるであろう。とすればマイクロソフト社の OS などの場合には知的財産権の行使にあたる場合であっても独禁法の適用除外を受けることができないという帰結に到達する。

## 7. まとめ

現在規制緩和が叫ばれ、独禁法についても適切な運用が求められている時代である。ここで独禁法の運用原則として消費者の利益を重視すべきであると強調したい。

独占禁止法の目的が「公正かつ自由な競争によって、一般消費者の利益を確保し、国民経済の発達を促すこと」にあるのだとすれば、独禁

法の各規定の会社にあたっても、競争の維持を通じて消費者利益の確保、ひいては国民経済の発達が促されることになるのではなかろうか。各規定の解釈においては、直接の目的は競争を維持することであるとしても、その先には究極の目的である<sup>28</sup>国民経済の発達が達成されるようなものでなくてはならないであろう<sup>29</sup>。

このような考え方たてば、(知的財産権とは直接関係ないが)OS への機能の統合化は非難されるべきでないと言えよう。Windows95/98 には、それ以前の OS においてはサードパーティーが出来ていたソフトが OEM で供給されバンドルされている<sup>30</sup>。ユーザーからすればこれらのソフトがバンドルされることでの利益はばかり知れない。特に IE の場合には、OS のオブジェクト指向化に歩調を合わせたものであり、消費者の利便性の向上は明らかである。たとえバンドルされたソフトウェアの競合会社が一時的に競争から排除されるとしても、それは各ソフトウェアの品質、性能を向上することで再度競争を挑むことができるはずだ。これはユーザーから見てもソフトウェアの向上という効果をもたらす故に好ましいことであると思われる。

OS 開発において独占禁止法上の問題を考える際に、知的財産権との相克が問題となったら、その時には独占禁止法を適用することで、どのような競争が維持されるのか、それは結局のところユーザーにとってどのようなメリットをもたらすのか、このような点についての配慮が独禁法の運用当局(公取)に対して求められることになろう。

<sup>1</sup> この訴訟については山神清和「マイクロソフト社 対 米国司法省」 InfoCom Review Vol.13(1998)175 頁以下に詳しくまとめてあるので参照されたい。また、白石忠志「抱き合せられたものは別個の商品といえるか」公正取引 568 号 39 頁(1998 年 2 月)は本訴訟を題材に「別個商品問題」について論じられている。

<sup>2</sup> <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f0000/0047.htm> 参照。  
なお、石岡 克俊「UNITED STATES OF America v. MICROSOFT CORPORATION、 56 F. 3d 1448、(D.C. Cir. 1995)–Tunney Act 第 16 条(e)項 (15 U.S.C. § 16(e)(1988)) における「公共の利益」に合致しないとして拒絶された同意判決案が、同法下における裁判所の権限を逸脱していることを理由に認められた事例」[1998-1]アメリカ法も参照されたい。

<sup>3</sup> <http://web.lawcrawler.com/microsoft/usdoj/cases/ms121197.htm> 参照

<sup>4</sup> <http://www.washingtonpost.com/wp-srv/washtech/daily/may98/512ruling.htm> 参照

<sup>5</sup> <http://www.ll.georgetown.edu/Fed-Ct/Circuit/dc/opinions/97-5343a.html> 参照

<sup>6</sup> <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f1700/1763.htm>(司法省の訴状)、<http://www.naag.org/court.htm>(州の訴状)参照。その他に松下満雄「マイクロソフト社社の反トラスト法違反事件」国際商事法務 26 卷 6 号 573 頁(1998 年 6 月)、飯塚広光「マイクロソフト社社に対する反トラスト提訴に関する司法省新聞発表文(全訳)」国際商事法務 26 卷 6 号 582 頁(1998 年 6 月)などで詳しい情報が得られる。

<sup>7</sup> <http://www.microsoft.com/presspass/doj/7-28answerplaintiff.htm>(司法省の訴訟に関するもの)、<http://www.microsoft.com/presspass/doj/7-28answerplantiff.htm>(州の訴訟に関するもの)参照。

<sup>8</sup> <http://www.microsoft.com/presspass/features/8-4dojmotion.htm>、<http://www.microsoft.com/presspass/doj/8-4dojmotion.htm> 参照。

<sup>9</sup> サマリージャッジメントとは正式事実審理を経ないでなされる判決のことである。重要な事実について争点が無く、法律問題だけで判決が出来る場合に、当事者の申立により出される。陪審の審理を経ないためマイクロソフト社にとってはメリットがある。<http://www.microsoft.com/presspass/press/1998/Aug98/8698Pr.htm> 参照。

<sup>10</sup> Application Program Interface

<sup>11</sup> <http://www.intergraph.com/intel/highlights.stm> 参照。  
なお米連邦取引委員会(FTC)が 98 年 6 月 8 日に、インテルを、競争を抑圧しているとして反トラスト法(独禁法)違反で提訴した。この FTC の提訴は、4人の委員のうち賛成 3、反対 1 で決定された。FTC によると、デジタル・イクリップメント、インターフラフ、コンパック・コンピューターの 3 社について、インテルが半導体の最新技術情報を提供しなかったり、インテル製のマイクロプロセッサーの供給を削減するなどの動きに出たことが、競争制限的な行為にあたるとされた。例えば DEC がみずから販売する Alpha シリーズマイクロプロセッサに関して有する特許がインテルの MPU である Pentium シリーズにおいて用いられているとして侵害訴訟を提起したが、その後インテルは NDA のもと供与していた技術情報の返却及び DEC の PC で用いられている MPU の供給を停止した。その後 DEC と Intel は和解。Alpha シリーズを Intel に譲渡した。

コンパックに対してはパッカード・ベル(NEC 系列)の特許侵害に対してインテル社が横槍をいれ、MPU の供給停止をちらつかせたという。パッカード・ベルはインテルと親密な関係にあったらしい。インターフラフはグラフィックワークステーションメーカーでありかつては Clipper という MPU を用いた WS を販売していたが、近年 Pentium ベースの WS の販売へと移行した。インターフラフが Clipper に関連して取得した特許を Pentium で勝手に用いているとして侵害訴訟をおこしたところ、NDA のもと提供していた技術情報の返還を求められ、なおかつ PXII4 Chipset に関する技術情報の提供を拒否された。PXII4 Chipset とは Intel の MPU ベースの PC を製造するうえで欠かせない半導体である(マザーボード上のデータのやり取りを制御する)が、このバグについてインターフラフが問い合わせても回答を拒絶されたとインターフラフは主張している。

<sup>12</sup> この法理が最初に用いられたリーディングケースとして Terminal Railroad 判決がある[United Stat

es v. Terminal Railroad Association, 224 U.S.383 (1912)]。この事件は事業者の共同行為について判断したものであるが、その後下級審レベルであるものの MCI 対 AT&T 判決[MCI Communications v. AT&T, 708 F.2d 1081 (7th Cir. 1983)]などで、単独事業者による取引き拒絶についてもこの法理が用いられるようになっている。

なお、電力会社の電力託送についての判例を中心にコンパクトにエッセンシャル・ファシリティーの法理を検討したものとして、丸山真弘「ネットワークへの第三者アクセスに伴う法的問題の検討 -いわゆるエッセンシャル・ファシリティーの法理を中心と-」公益事業研究 49 卷 1 号 31-37 頁がある。

<sup>13</sup> 「Advanced Streaming Format」の略であり、マイクロソフト社が提唱する、各種マルチメディアデータをストリーミングで提供するための規格。音声や動画だけではなく、テキストや MIDI データなど他の形式のデータも ASF ファイル内に含めることが可能であり、かつこれらのデータを同期再生できる。

<sup>14</sup> 競合他社である RealNetworks 社の製品 RealPlayer のデータファイル形式。最新は Ver5.0 である。現在さらに新しい RealPlayer G2 の β テストが開始されているが、これには W3C で正式勧告されたメディア同期規格「SMIL」が採用されている。ちなみにマイクロソフト社は「SMIL」を採用しない予定である。

<sup>15</sup> <http://www.senate.gov/~judiciary/glaser.htm> 参照。

<sup>16</sup> 1996 年 7 月 24 日に提起されたもの。<http://www.caldera.com/aboutcaldera/publicrelations/html/1996/dosuit.html> 参照。

<sup>17</sup> <http://www.caldera.com/news/lawsuit.html> 参照。

<sup>18</sup> <http://www.zdnet.co.jp/news/9807/30/caldera.html> 参照。もっとも注 17 のプレスリリースによればそこまで認めたとは思えない。

<sup>19</sup> 前掲注 8 参照。

<sup>20</sup> ディスカバリー制度は不意打ちを避けるために、訴訟当事者が相手方当事者や第三者から審理前に関連する証拠を収集する手続きであり、関連性の

ある文書であればトレードシークレットを含む文書なども集めることができる。ただし、近年は証拠開示手続きを抑制的に運用する傾向が強いという。村上政博『独占禁止法の日米比較[下]』弘文堂(1992)110-111 頁参照。

<sup>21</sup> 後述する「知的財産と我が国独禁法 23 条の関係」も参照されたい。

<sup>22</sup> <http://www.microsoft.com/presspass/doj/7-28answerplaintiff.htm> のパラグラフ 65 (b)(iii)。

<sup>23</sup> 同上パラグラフ 65(b)(ii)。

<sup>24</sup> 前掲注 7 参照。

<sup>25</sup> <http://www.microsoft.com/presspass/doj/7-28answerplaintiff.htm> 参照。

<sup>26</sup> 同上パラグラフ 3 参照。

<sup>27</sup> 厚谷他編『条解独占禁止法』弘文堂(1997)422 頁 23 条解説部分[稗貫俊文担当],松下満雄『経済法概説』東京大学出版会(1990)229 頁以下、白石忠志『独禁法講義』有斐閣(1997)125 頁以降参照。

<sup>28</sup> 前掲注 27 松下『経済法概説』38 頁参照。

<sup>29</sup> 通説的な見解もこのような考え方を取る。通説は消費者利益の保護は独禁法の主要な立法目的であり、それが第 1 条に明記されていることは、その達成手段である競争維持政策が他の政策よりも優先されるべきことを示しているが、独禁法の各規定の直接的な目的ではないと説く。例えば前掲注 27 厚谷他編『条解独占禁止法』12 頁 1 条解説部分[実方謙二担当]。

<sup>30</sup> 例えば、マイクロソフトファックス(スター ファックス)、デフラグ(ノートンユーティリティーズ)、マイクロソフトバックアップ(シャイアンバックアップ)、メモ帳(WZ editor)など。○内は競合ソフト。Windows にこれらのソフトがバンドルされたことで○内のようなよりすぐれたソフトの市場が立ち上がったのだと思えることはできないだろうか。